

清水町営住宅管理条例（平成9年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(入居者の選考)	(入居者の選考)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の親、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者、配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。	3 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者、配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。
(収入の申告等)	(収入の申告等)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。	2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)	(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)
第34条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、 <u>令第12条</u> で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	第34条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、 <u>令第11条</u> で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)	(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)
第35条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、 <u>令第12条</u> で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	第35条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、 <u>令第11条</u> で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。